

○東御市消防団協力事業所表示制度実施要綱

平成19年 3 月12日

告示第14号

改正 平成22年 3 月17日告示第15号

平成26年 3 月17日告示第14号

(目的)

第1条 この告示は、東御市消防団の活動に積極的に協力している事業所等に対して、消防団協力事業所表示証を交付することに関し必要な事項を定め、もって消防団活動及び地域の消防防災体制の充実強化を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 事業所又はその他の団体をいう。
- (2) 消防団協力事業所 市長が消防団活動に協力している事業所等として認め、消防団協力事業所表示証を交付した事業所等をいう。
- (3) 消防団協力事業所表示証 消防団協力事業所に対して、消防団活動に協力する証として交付した表示証をいう。
- (4) 消防団長等 東御市消防団長のほか、区長等の消防団活動を支援する者をいう。
- (5) 機能別消防分団 消防庁通知（平成17年 1 月26日付け消防消第18号）に基づき、特定の活動及び役割を担い、又は大規模災害等に出動する分団をいう。

(表示証の交付申請及び推薦)

第3条 消防団協力事業所（以下「協力事業所」という。）としての認定及び消防団協力事業所表示証（以下「表示証」という。）の交付を受けようとする事業所等は、市長に東御市消防団事業所表示申請書（様式第1号）により申請を行うものとする。

2 消防団長等は、表示証を交付する事業所等について市長に推薦することができる。

(認定)

第4条 市長は、前条に規定する申請又は推薦について、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合していると認めるときは、協力事業所の認定を行うものとする。

- (1) 従業員が消防団員として相当数入団している事業所等
- (2) 従業員の消防団活動について積極的に配慮している事業所等
- (3) 災害時等に事業所の資材、機材等を消防団に提供するなどの協力をしている事業所等
- (4) 従業員による機能別消防分団等を設置している事業所等
- (5) その他消防団活動に協力するものとして市長が特に優良と認めた事業所等

2 市長は、前項に規定するもののほか、消防団活動に積極的に協力している事業所等として特に認めた場合は、協力事業所の認定を行うことができる。

3 前2項の規定により認定を行う場合において、消防関係法令に違反している事業所等については、協力事業所の認定を行わないものとする。

(表示証の交付)

第5条 市長は、前条の規定により協力事業所の認定を行ったときは、当該認定を行った事業所等に表示証（様式第2号）を交付するものとする。

2 協力事業所として認定した事業所等が他の市町村にある場合は、協議のうえ、他の市町村長と連名で、表示証を交付することができるものとする。

(表示証の表示)

第6条 表示証の交付を受けた協力事業所は、次に掲げる場所等に表示証を表示するものとする。

- (1) 表示証を交付された事業所等の見やすい場所
- (2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行う映像その他の広告

2 前項の規定による表示証の表示については、その寸法を同率に拡大し、又は縮小することを妨げない。

(表示証交付整理簿の備付け)

第7条 市長は、表示証の交付に際して、東御市消防団協力事業所表示証交付整理簿（様式第3号）を備え付け、表示証を交付した事業所等の名称、住所、表示証の有効期間等の必要事項を記録するものとする。

(表示有効期間)

第8条 表示証の表示有効期間は、原則として、認定の日から2年又は次条の規定による認定の取消しの日までとする。ただし、協力事業所が総務省消防庁消防団協力事業所表示証の交付を受けた場合の表示証の表示有効期間は、総務省消防庁消防団協力事業所表示証の交付を受けた日から2年とする。

2 表示証の表示有効期間が満了した事業所等については、第6条に規定する表示を行うことができない。

3 市長は、協力事業所に対し、表示証の表示有効期間の満了日前までに、協力事項の現状及び表示の継続の意思を確認したうえで、認定を更新することができるものとする。

(認定の取消し)

第9条 市長は、協力事業所が事業を廃止し、又は休止したとき、第4条に規定する基準を満たさないこととなったとき、偽りその他不正の手段により表示証の交付を受けたときその他協力事業所として表示証の表示が適当でないと認めるときは、協力事業所の認定を取り消すことができる。この場合において、市長は、認定を取り消した事業所等に対し、認定の取消しの理由を文書で通知するものとする。

2 前項の規定により協力事業所の認定を取り消された事業所等は、速やかに表示証を市長に返還しなければならない。

(協力事業所の公表)

第10条 市長は、協力事業所の名称、東御市消防団への協力内容その他の事項について、広報紙等により公表するものとする。

(所掌)

第11条 この告示に関する事務は、総務部消防課において所掌する。

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成22年 3 月17日告示第15号）

この告示は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 3 月17日告示第14号）

この告示は、平成26年 4 月 1 日から施行する